

予算特別委員会会議録

令和 2 年 7 月 21 日

宮 古 市 議 会

令和2年7月宮古市議会 予算特別委員会会議録目次

(7月21日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	14
閉 会	16

宮古市議会予算特別委員会会議録

日 時 令和2年7月21日（火曜日） 午前10時24分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第1号 令和2年度宮古市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 議案第2号 令和2年度宮古市水道事業会計補正予算（第2号）

出席委員（21名）

工藤小百合	委員長	竹花邦彦	副委員長
白石雅一	委員	木村誠	委員
西村昭二	委員	畠山茂	委員
小島直也	委員	鳥居晋	委員
熊坂伸子	委員	佐々木清明	委員
橋本久夫	委員	伊藤清	委員
佐々木重勝	委員	高橋秀正	委員
坂本悦夫	委員	長門孝則	委員
落合久三	委員	松本尚美	委員
藤原光昭	委員	田中尚	委員

欠席委員（1名）

加藤俊郎 委員

説明のための出席者

付託事件審査（1）

総務部長 中嶋 巧 君	企画部長 菊池 廣 君
保健福祉部長 伊藤 貢 君	産業振興部長 伊藤 重行 君
財政課長 箱石 剛 君	企画課長兼 公共交通推進課長 多田 康 君
こども課長 岡崎 薫 君	産業支援センター 所長 岩間 健 君
産業支援センター 主幹 盛合 正寛 君	財政係長 山本 恭彦 君
地域創生推進室長 中居 裕美 君	子育て支援係長 若江 奈津子 君

付託事件審査（2）

上下水道部長 大久保 一吉 君	経営課長 中嶋 剛 君
施設課長兼 生活排水課長 竹花 浩満 君	

議会事務局出席者

事務局長 下島野 悟	次 長 松橋 かおる
主 査 前川 克寿	

開 会

午前10時24分 開会

○委員長（工藤小百合君） ただいままでの出席は20名であります。定足数に達しておりますので、これから予算特別委員会を開会します。審査に入る前に申し上げます。本日の案件は、付託事件審査2件となります。審査の順番はお配りしております審査日程のとおり、議案第1号令和2年度宮古市一般会計補正予算第6号、議案第2号令和2年度宮古市水道事業会計補正予算第2号の順序に審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。発言及び答弁は、一問一答方式でお願ひします。発言の時間につきましては、質疑、答弁を含め、1人20分以内としますので、質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願ひします。なお、必要がある場合には2順目まで行います。当局においては、場合によっては反問権を認めますので、よろしくお願ひします。

○

付託事件審査（1） 議案第1号 令和2年度宮古市一般会計補正予算（第6号）

○委員長（工藤小百合君） それでは、審査を行います。議案第1号令和2年度宮古市一般会計補正予算第6号を審査します。審査は歳入歳出一括で行います。発言される方は、議案書のページ款項目等を特定して発言してください。それでは、発言される方は挙手願ひします。

○次長（松橋かおる君） 確認します。木村委員、熊坂委員、竹花委員、落合委員、松本委員、田中委員の6名です。

○委員長（工藤小百合君） それでは木村委員。その次は熊坂委員です。木村委員。

○委員（木村誠君） それじゃ、私からは1の6から1の7にかけての7款1項2目商工費の新型コロナウイルス感染症対策事業収益確保事業補助金についてお聞きしたいと思います。今現在申し込みは何件くらい来ていますか。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。20日現在で200件ほどの申請相談を受けてございます。

○委員長（工藤小百合君） 木村委員。

○委員（木村誠君） はい、わかりました。今回のこれは業種問わず売り上げが落ちているところが対象っていう理解をしているんですけども、主にどういった使われ方をされているか。私のほうで歩き回ってヒアリングしている中で何に使っていいのかなって聞かれたものですから、今までこういった使われ方をしていますよっていうのを、参考として教えてください。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。大きな柱として、衛生環境の改善、個店のPR、自社の魅力アップの販路開拓代替サービスということで掲げて募集をかけていましたけれども、具体的な事例といたしまして、衛生環境の改善というのが非常に多くございまして、具体的には、自動で手指洗浄をする部分ですとか、換気扇ですね、換気対策という部分での改修工事、衛生用品等の購入というのがございます。またテイクアウトを推奨してましたものですから、消耗品容器類の購入ですとか、そのようなものも多くございます。またホームページ作成ということで、自社のPRをするという事例もございまして。業種での申請件数の動向でございまして、飲食業、小売業、サービス業、特に新型コロナ感染症の影響を大きく受けた業種の皆さんの件数が全体の8割を超えてございます。傾向としましては以上でございます。

○委員長（工藤小百合君） 木村委員。

○委員（木村誠君） はい、よく分かりました。ありがとうございます。これの締切りはたしかの今月いっぱい7月31日までということだったんですけども、これはそのまま延長なしでこの日程で締切りということでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） 申請については5月の11日から受け付けを開始いたしまして、当初7月31日締切りとしております。この締切りで受付を完了としたいと思っています。現在7月に入ってから申請相談が増えてございます。締切りまで進めたいと思います。なお、一つ情報でございますけれども、岩手県のほうでも同様の事業、7月末から遅くとも8月から商工団体の窓口を通して始めるという報道がございます。こちらについても、事業者の皆さんに周知、ご案内を申し上げたいと考えております。

○委員長（工藤小百合君） 木村委員。

○委員（木村誠君） はい、わかりました。以上です。ありがとうございます。

○委員長（工藤小百合君） 次は熊坂委員です。その次は竹花委員です。はい、熊坂委員。

○委員（熊坂伸子君） 主要事業一覧表のほうで質問させていただきます。3款民生費、2目児童措置費、ひとり親世帯臨時特別給付金ですが、この追加給付のところ新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大きく減少した場合に該当するという、1世帯5万円という、ここの大きく減少というこの辺はどれぐらい減少すると該当するのか教えてください。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、お答えします。国の要綱によりますと、特に金額的に幾らという定めはしておりません。本人の申し立てがあればそれでよい、ということにされております。ですから、こちらが聞き取った中で、例えば、コロナウイルスの影響でちょっとでも大変になったということが確認できれば、追加給付は出せるという形になっております。

○委員長（工藤小百合君） 熊坂委員。

○委員（熊坂伸子君） そうすると本人が窓口で訴えて、それを担当者の方が納得すればいいということなのでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、基本給付、追加給付あるんですけども、基本給付の中では、例えば、収入の聞き取りとかいろいろあるんですけども、さらに追加給付となった場合には聞き取りでよいという形になっております。なので、この制度が実はちょっと複雑でして、基本給付に関しては実は3種類のパターンがあります。まずは現在児童扶養手当をもらっていらっしゃる方。その方に関しては無条件で基本給付が出まして、基本給付は1世帯当たり5万円。子どもが2人以上いれば1人当たり3万円という形で給付が出ます。さらに聞き取った上で家計の急変があれば5万円の追加給付もできるというパターン。もう一つが公的年金を受けている方、例えば高齢年金であったり、障がい年金あるいは遺族年金なんかを受け取っている方に関しては、年金の額と児童扶養手当の額を比較して年金の額が多ければ児童扶養手当は支給されないという制度になっています。ただその方に関しては、平成30年中の収入を聞き取りまして、その収入をもって現在の児童扶養手当の所得制限の額に換算して判断するという形になっています。その場合は、そういう換算の所得計算をしまして、現在の児童扶養手当の中で、所得制限に引かからないという形になれば基本給付ができます。その中でさらに現在の状況が家計急変というか、コロナの影響で家計が少しでも苦しくなっているとなった場合には、さら

に追加給付を出せるという形になっています。もう一つのパターンがありまして、単にコロナの影響を受けて家計が急変している人。これは例えば現在所得制限以上の所得があって、児童扶養手当が全部停止になっている方などが該当します。その方に関してはいわゆる令和2年2月以降の任意のひと月の収入額をもとにして、その年の年間収入額を推計し、それをもって現在の児童扶養手当の所得制限額に当たるかどうかを判断します。その上で、所得制限に当たらないよ、となった場合には基本給付のみを支給するという3パターンがあって、パターンにおいて収入の申告が必要な部分、あるいは聞き取っただけでいい部分というのが分かれてくるというような制度になっております。

○委員長（工藤小百合君） 熊坂委員。

○委員（熊坂伸子君） 基本給付のほうを理解するだけでもちょっと今難しかったんですけども、理解に時間がかかりそうなので今ここで質問したいこと、追加給付についてだけお聞きしたいんですが、追加給付をここで525世帯を見ていらっしゃる。これは基本給付の750世帯の7割を見ているんだなというふうに思ったんですが、これは予測っていうか推測なのか、あるいは実態調査をある程度されての数字なのか、この525世帯の根拠といたしますか。この辺に抑えたのはどういった理由でしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、お答えします。先ほどお話しした中のパターンの中でいろいろ考えてみました。その中で基本給付をもらえる世帯というのが525世帯と考えています。その方に関してはそのままお話を聞いて、少しでもコロナの影響があるのであれば、できる限り追加給付も出してあげるような方向で考えるという意味で同じ数を出ささせていただきました。全体で750というのは、追加給付が出せないパターンの人が大体225ぐらいあるということで全体で750。だけど、追加給付できるのは525ということで推計いたしました。

○委員長（工藤小百合君） 熊坂委員。

○委員（熊坂伸子君） 推計の方法もすごく難しいなと思って聞いていたんですが、推計ですので、実際に窓口にどれぐらいいらっしゃるかわからないんですけども、この推計以上の方がご相談にいらっしゃるっていうか、申し込まれた場合、認定された場合は、これは補正を追加されるということでよろしいのでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 国の10分の10の補助事業ですので、もしこれより多くの方が見られた場合には、追加でお願いしたいと考えておりました。

○委員長（工藤小百合君） 熊坂委員。

○委員（熊坂伸子君） わかりました。私の質問以上です。

○委員長（工藤小百合君） 次は竹花委員です。その次は落合委員です。

○委員（竹花邦彦君） はい、竹花です。よろしくお願ひ申し上げます。私の問題意識も今熊坂委員のほうから質問がありましたので、熊坂委員とのやりとりを踏まえて、改めてひとり親世帯臨時特別給付金についてお伺いをさせていただきます。よくわからなかったのが、追加給付の525世帯、基本給付750世帯のうち525世帯を予定しているというのはわかるんですが、単純に熊坂委員もおっしゃっていましたが、大体7割ぐらいだと。そこら辺を改めてですね、補正の525世帯予定をしている根拠があればもう少しお聞かせいただきたい。私よくちょっとわからなかったのであらためてお聞きをいたします。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 説明が悪くて申しわけございません。もう1回先ほどの説明をさせていただきます。ま

ず今現在児童扶養手当をもらっている方は、そのまま支給になります。その方が401世帯、2番目として、公的年金を受けていることによって児童扶養手当の支給を受けていない方なんです、その方についても、例えば児童扶養手当の認定申請をしている方としていない方が実はいらっしゃいます。年金を受けているから児童扶養手当はもう申請しなくていいんだという形でしていない方とか、あるいは現況届というのをずっとしてなくて、認定が自動的に切れてしまったという方も中にはいらっしゃると思います。その方々大体124世帯を見えています。次に先ほど言いました3番目のパターンですけれども、どちらにも当てはまらない方、つまり児童扶養手当の認定を受けていながら、所得の制限によって支給が停止されている方、あるいは認定申請を所得の制限に引っ掛かるからといって、初めからしていない方もいるだろうということで、その方々が、225世帯と見込んでいます。その合計が750世帯なんですけれども、最後に言った3番目の所得制限によって今全然児童扶養手当をもらえない方については、追加給付はでないという形になっています。基本給付のみなので、基本給付と追加給付をもらえるパターンの方が525世帯なので、その方については全部の方が対象になるかもしれないということとでその数字を挙げさせていただきました。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） つまり525世帯というのはもうリミットぎりぎり、そのさっきですね、所得については国のほうでは特別に所得要件を設けていないと。本人の申し出で所得が減少したという、そういった申告があれば追加給付ができるんだと。市の525世帯、追加給付の根拠は基本世帯のうち、そういったぎりぎりの525世帯を見ているということですね。了解いたしました。そこで、そうすると基本的には今の状況の中では追加補正は余り出てこない。こういう理解をするわけですがどうでしょう。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、我々もこれを多く見積もった数字であって、追加補正はないのではないかと。いうふうに見ております。といいますのは、児童扶養手当の受給者というのはいわゆるひとり親なので、こちらで誰がひとり親かという情報を調べることはできません。戸籍情報なので。ですので、現在児童扶養手当を受給している方に関してはこちらで押さえているんですけども、受給していない方がどのぐらいいるかというのは予想でやるしかございません。これに関しては、他市町村とかともいろいろ相談しまして、1.5倍ぐらいかなという形で見積もっておりますので、こちら側としては若干多めに見ている数字と考えております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこで、次の質問に移りたいと思います。今日提案されているわけですが、臨時議会で補正予算が可決をされ、給付の時期はどうなっていくのか。あるいは給付の方法、これらについて現段階での当局の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） お答えします。まず児童扶養手当を今受給されている方、この方に関してはそのまま8月に申請なしで基本給付はお送りしたいと思っております。8月の時期というのは、実は毎年児童扶養手当の現況届ということで、対象になっている人にお越しいただいていろいろ聞き取りをするという時期になっていますので、そのときに来ていただいた人に聞き取りをして、家計の急変の申告があれば、そこで追加給付の受け付けをして、まとめ次第、9月になるかもしれませんがそこは給付したいと思っておりました。次に公的年金等を受けて、児童扶養手当の給付を受けていない方の場合ですけれども、この方に関しては、収入の申告をしていただくことになってきます。これは8月から合わせてやりたいなと思っておまして、基本

給付、追加給付ともできるだけ早い時期からしたいと思いますが、9月ごろになるのではないかなと考えておりました。といいますのは、収入の特定といいますか、収入を聞き取るのにどのくらいこちら側の労力がかかるのか。例えば公的年金なんかは、もしかすれば年金事務所に照会しなければならないケースも出てきたりしますし、児童扶養手当の資格を1度も申請していない方に関しては戸籍情報等も申請して調べなきゃいけないということがございますので、申請の内容によっては時間かかるかもしれませんが、できるだけ9月からの支給を目指したいなと思っております。最後に家計急変者、いわゆる全部停止になっている方に関してですけれども、この方に関して、現況届には来ていただくことになっております。所得制限によって、全部支給停止になっていても現況届に関しては毎年してくださいというふうなご案内をしていますので、その際に聞き取りましてコロナによって収入減少の影響があるようであれば、その時の収入の状況等を聞き取りまして、それで基本給付に適用できるかどうか判断していくという形になります。ですから、これも8月中旬に申請を受け付けて、できれば9月から支給をしていければと考えておりました。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうするとですね、今課長のほうから聞いた限りでは、公的年金等受給をしていて、児童扶養手当を受け取っていないこの方々については、収入に関しての申告等の聞き取りあるいはそれなりの書類の提出が必要だと。9月からできれば支給ができる。これ非常に難しそうで提出書類とか非常に面倒なのかなというふうな印象を持ったんですが、つまり申請をする方が、もちろんそれなりの申請手続が必要だというのは分かりますが、できるだけやっぱり簡易で手続が煩雑、面倒にならないような、これは申請をする側にとってもあるいは行政側にとっても、非常にその方がいいわけです。そこら辺について、聞いた限りは非常に面倒なのかなというふうに思って聞いておりましたが、そういうわけでもない。実際にこれは手続関係が簡易的なものになるのかどうか、課題があるとすればどういう点が課題なのかあわせてお聞きをさせていただきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤貢君） はい、お答えいたします。この制度は、宮古市だけの独自のものではなくて全国的に行われるものがございますので、その部分は統一して考えていきたいと思っております。特にも現在の児童扶養手当をもらっている方は無条件で支払いをするということで8月に振り込みたいと思ってございますし、それ以外の公的年金等をもらっている方につきましても状況等を確認し、そして現在の児童扶養手当が全額停止になっている方は、所得が現在どれぐらい下がっているのかを確認させていただくということです。あくまでも宮古市だけではなくて、全国的なものですのでそこらを合わせながら進んでいきたいというふうに考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 次の課題に移ります。7款商工費、2項商工費、商工振興費のいわゆる収益事業確保補助金の関係で先ほど岩間課長のほうから県でも8月から同様の事業が予定されているふうにお話がありました。本市では7月いっぱいまでになっている。そこで参考までにその県が予定している事業については、宮古市の行っている収益確保事業補助金と違いがあるのか。あるいはほぼ同様の内容と考えているのか。そこを参考までにお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。基本的に補助申請する事業者さんから見れば、おお

むね感染症対策ですとか、個店の魅力アップですとか、ほぼ柱は同じでございます。補助金額については上限額が10万円というふうになってございます。これがまず1点。そしてもう一つ特徴的なのは、新型コロナウイルス感染症の影響で減収した、売り上げが減少した事業者さんが団体で取り組むというスキームもできました。それが例えば、3者で一緒に同じことを取り組もうというときには、それぞれの事業者さんが10万ずつ出し合って、共通のものを作り上げるということも可能でございます。あともう一つの違い、3つ目の違いですけども、お店ごとに10万ずつ補助の対象になりますので、1事業者さんが複数店舗お持ちの場合は、それぞれのお店でそれぞれの事業所について取り組めるということも非常に取り組みやすい仕組みなのではないかなということ、こちらも周知してまいりたいと思っています。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 最後の複数店舗、例えば、5店舗あれば5店舗それぞれ10万ずつ50万と。単純に言えばそうなるわけですが、ここについての上限の制限というのは、複数店舗についてはあるんでしょうか。もしそこがわかっているのであればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） 今ご指摘があった点というのは、宮古市内の場合、複数店舗っていうのが多くて3つぐらいという事業者さんかな、3か4店舗だと思っております。ちょっと私詳しい募集要項といえますか、細目といえますか、その辺ちょっとまだ確認してございません。この場では即答避けますが、恐らくそれぞれの店舗で、宮古の事業者に関しては活用可能だというふうに考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 次は落合委員です。その次は松本委員です。

○委員（落合久三君） ひとり親のやつで1カ所だけ。先ほどの質問、答弁でより中身がわかったところですが、先ほどの説明の中で、最後、竹花委員の説明の中でも部長が答えたんですが、この対象なんですが、先ほどの説明で既に手当をもらっている世帯が401、公的年金の収入がある人124、この2つを合わせて525世帯になるんですが、公的年金収入のある人124世帯。非常に素朴な疑問なんですが、ここで言う子どもっていうのは18歳未満、一般的に考えれば30歳で子どもを持ったと仮定をして子どもが目いっぱい18歳だとすると親の年齢は50歳前後になると思うんですが、この公的年金をもらっているというので先ほど課長からちょっとね、例えば老齢福祉年金と説明があったんですが、公的年金もらっていてひとり親の今回の給付の対象になる世帯が124もあるんだなあっていうのが、正直驚きだったんですが、公的年金もらっていて今回の給付の対象になる世帯124っていうのは、うそとは思わないんですが、ちょっと驚いたんですがそうなんです。いや年金もらうような年齢ではないんでないか。もちろん旦那が死亡してそういう遺族年金なんかはもちろんあるとは思いますが。そこだけちょっと教えてください。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） お答えします。124世帯のうち、こちらのほうで児童扶養手当の申請をされていて、なおかつ年金をもらっている方は4世帯なんです。120は推計です。これには老齢年金よりも多分遺族年金とか障がい年金の方が結構いるのではないのかという推計で出させていただきました。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 7款の方、商工費の収益確保ですが先ほどの説明と重複しないように、事業一覧表のところに書いてあるんですが、補正前が上限目いっぱいの20万の給付の対象を考えていたのが80件、10万を考えていたのが20件、合計100件。先ほどの岩間所長の答弁では現時点でどのぐらい給付されているかと。7月20日

現在200件。約200件と言いましたが、補正後の数字が一覧表のほうでは20万を給付する予定が250件。10万が20件、合わせると270件。そのうち現在200件が給付済みなのか申請済みなのか、申請って言ったのかな。そうするとこの予算措置との関わりで言えばあと70の枠が残っていると。というふうに理解するんですが、間違いないですか。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。2つの区分で申請をすることが可能でございます。

1つはいわゆる減収した事業者が10分の10の補助でございましてこれが当初予算で80件、そして減収はしていないけれども減収した事業者さんを応援する枠が20件ということで、今お話いただいたとおりでございます。現在、その10分の10の売り上げ減少した事業者向けに申請相談いただいているところが200ということでお答えしました。そのほかに10分10ではなくて、応援する側の方が20件でございます。それぞれの部分で、例えば現在いろいろな計画をお持ちで申請相談いただいております。必ずしも7月31日に全ての物の納品ですとか工事が完了するものではなく、やはりいろいろ全国的にもせめぎ合って発注されているようでございます。取り組むという意味であれば、まだ8月9月10月と期間がございまして、今申請相談を受けているのは正直200件でございます。ただ、この申請をとどめることでできず今回ご相談申し上げたのはやはりここでとめてはならない。お客様がたくさん来店する前に感染症対策等しっかりしていただくことが次の安心としてお客様に来ていただけるような店づくりになるのではないかとということで、申請の受け付けをとどめず進んでいるのが現状でございます。これは正直にお話します。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） この点で最後にしますが、先ほど竹花委員の質問に対する答弁で県の予定している同様の給付制度、上限が10万だとグループで申請ができる。それから複数店舗を持っているところも対象になる、という説明があったんですが、当初、議場でたしか西村委員が大分もう前の話ですが、その事業をやっている人で複数店舗を持っている人に一律20万だったかな、たしかそうだと思うんですが、それ対象にすべきでないかっていうのに対しては、現時点ではそうは考えていないという答弁だったと思うんですが、この後追いついていって県が今後こういうふうな給付制度を考えている、従来の宮古の制度とこういう点が違うっていうのが後追いついて言ったらいいのか、言葉はどうでもいいんですが、どんどん改善していくことはいいわけなんです、そういう場合に県の今後やろうとする給付金制度の中身が、端的に言いますと複数店舗を持っている人は対象にならないよというのが県の事業ではなるよ。こういうときに、市のこれまでの政策判断を変える必要があるんでないか、もしくは検討する必要があるんでないかっていうふうに素朴に思うわけです。そうでないと同じ税金を負担して、県はAだ、市のほうはBだ。というままに行くっていうのはやっぱりちょっとどうなのかなという思いがあるんですが、そういうふうな検討の余地があるんでないかと思うんですがどうでしょう。

○委員長（工藤小百合君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） この事業収益確保をまず我々が先陣を切ってやって、その部分を今後終わった時に県が引き継ぐというような流れとなっています。確かにこの事業に限らずですね、コロナの感染症の状況を踏まえながらですね、各事業の検証は当然必要になってくるというふうに思いますので、今後まず7月31日までの締切りですが、これが長引くようなことで、この県の10万足りるのかっていうような部分も出てくるというふうに考えていますので、この事業に限らずですね、今までやってきた単独の補助事業の検証は必要になってくるものというふうに考えています。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 最後に1の4、1の5ここで歳入の部分の15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、ここに先ほど説明があった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億5,852万、これは説明があったように1次配分の分が今回計上されているという説明でした。事前に財政課の方に聞いて、これは各議員にも多分周知徹底になったんでないかと思うんですが、国の地方創生臨時交付金のことなんですが、2次分で聞いているのでは8億2,346万円が宮古市には配分になると。1次分と合わせると10億を越すということだというふうに聞いているんですが、2次分に関しては議場での説明だったか…ちょっと忘れた。実施計画を作成中とそこがはっきりした上で補正を提案するっていう説明だったんですが、この点で1点だけちょっと聞いておきたいと思いますが、2次の創生臨時交付金が入ったときに、例えば、既に先ほどの県と市で家賃補助をやっていますが、これでも県の考えていたよりもはるかに上乘せして、2分の1補助を家賃のね、4分の3に引き上げると。しかも最大で3カ月分支給するんだと。最大で45万なるんだっていうんで、とてもすばらしい判断だなと思って、それが今実行に移されているんだと思うんですが、その点はきょうは直接は触れていませんが、例えば財源補正でこういう国の臨時交付金等の2次分が入ってきたときには、そういうことも当然考えているのでしょうか。というのにちょっと絞って、聞きたい事はいっぱいあるんですが、それやるとちょっと際限果てしなくなるのでその部分に限ってちょっと聞いておきます。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 臨時交付金の2次分につきまして、今現在実施計画のほうを策定中でございます。国のほうで、この1次分に続いて2次分の交付の限度額を発表したわけですけれども、国のほうから出ておりますQ&Aとか、そういったものを見ますと、1次分と2次分、これについては区別して管理する必要はないと。あとは2次分につきましても家賃支援とか事業継続のものと、あとは新しい生活様式に対応するものと分けて金額が示されましたが、それについてもお互いお金の行き来は自由ということで、基本的には10億8,000万ほどの臨時交付、これを一体として活用できるということになりますので、既に予算化している単独事業の財源にも活用できると考えております。

○委員長（工藤小百合君） 次は松本委員です。その次は田中委員です。松本委員。

○委員（松本尚美君） 私も今回の補正で、財源補正のさっき今課長がおっしゃった1次分に限定してお尋ねをしたんですけど、今回はこの1の6、1の7についての7款商工費、1項商工費、2目の商工振興費、これだけが出てきているので、ほかの財源補正ってこれからもう既に宮古市が先行してやっている分、そういった事業の中、どれが対応するのかというのが、今回、何で出なかったのか。何か理由があるんですか。そこをまず確認したかったんですが、国のメニューっていうか、自由度が高いよということなんですが、この1次補正で2億5,000万余りの部分、100%と宮古市が先行してやっている分に事業には財源として対応できるという理解でよろしいですか。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 今回のコロナの臨時交付金につきましては、国のほうでは基本的には用途の制限はないということによっております。なので、これまで市のほうで実施しております単独事業、こちらについては基本的には全て財源の方は充当できるものと考えております。今回なぜこの7款1項2目のこちらの事業にだけ充当したかっていうところですけども、先ほども申したとおり、この10億8,000万ほどの限度額、こちらにつきましては、一括で管理していいということと、一方で2次の分については今現在実施計画策定中というこ

となので、今回2億5,800万ほどを既に予算化している事業に少しずつ充当するという手法も一つとしてあるんですけども、ただそれはまた結局2次分が決まれば、そこにまた追加で財源を充当するということにもなりますので、今回は大きい事業のところ一括で充当させていただいて、2次分が決まり次第、他の事業にはそれぞれ充当していくという考えでございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） はい、今回はこの部分だけ財源として充当するということを示したと。ほかの部分については2次分も含めてトータル的に考えていくということなんだろうと思うんですが、私はトータル的にということになれば、やはりこの宮古市として財調を取り崩す。そして、国の臨時創生交付金ですか、これらを合わせ技でどう経済対策が、また教育含めて全体のコロナ対策ができてくか。ということが、財調の取り崩しが総額一体幾らになるのかっていうのはだんだん逆に見えなってきたんですね。約11億ぐらいですか、プラスアルファが今回ありますから、12億超えるかもしれませんがそういった中で臨時交付金の見通しが10億以上あるという、10億8千万となれば財調の取り崩しが本当に1億数千万か2億かちょっとわかりませんが、それぐらいの額で納まるということなんですね。このままではこれが今後国のGoToキャンペーンもあるかもしれませんが、ちょっといろいろ問題もあるようですけども、そういったものが宮古エリアに波及されないとするば今までやってきた延長のものをやるとすればプラスアルファで組んでいかないと、これ全体がまだまだ見えないなという印象があるんですが、宮古市の中では、例えば年度内、年内とか、こういった9月とか区切ってこういった対策や今後のこの感染拡大の状況によるかと思うんですけども、経済に与える影響というのはまだまだ私はここ半年前後ではとても回復見通せないなっていうのが私の印象なんですけども、そこはどうなんですかね、これは財政担当に聞いてもなかなかそこが見えないなと思うんですが、どなたに聞けばいいのか。

○委員長（工藤小百合君） 多田企画課長兼公共交通推進課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） おっしゃるとおりコロナウイルスの対策事業については国のほうでは使途を定めておりませんので、そのフェーズフェーズに合わせた事業を組んでいるというような状況でございます。現在は感染症の拡大の防止、それから現在の状況における経済対策を中心に事業計画を盛ってあるというところでございます。ただ、おっしゃるとおりこれからいろんな事態が進んでいって、新たな経済対策であるとか新たな対策が必要になってくる部分もあろうかと思っております。現在、2次配分に関する事業計画を精査している状況でございますが、今後年度内に3次配分が予定されているところでございますので、今後長い目でこの計画はそれぞれリバイスをしていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 課長の今の説明もそのとおりなのかもしれませんね。まだはっきり先が見えないということなんでしょう。が、しかし一方で私は部長に問いかけたほうがいいのか、きょうの中では。やはり宮古市として経済対策、もちろん医療関係とかですね、教育関係とかそういったものを前倒しで必要なものはですね、総合計画の中で前倒しでっていうのは私も提案したんですが、ほぼ拒否されたような状況なんですけれども、そういったのも積極的に私はやっていく必要があるんじゃないかなと。要は、定住、移住なんかもう吹っ飛んでいる状態ですね。宮古市のホームページ見ても移住定住のページは中身がほとんど進んでいません。ないですね。進歩がない。こういった危機的な状況でね、ぜひ私はそういった部分もやっぱり積極的に足場だけではなくて、先を見て事業を展開していく必要があるんじゃないかということを申し上げているんですね。

これがやはり経済対策であり、将来の宮古市を支える人材の確保であり、そういったものにつながってくるといふ部分が、総トータル的にやっぱり今回のコロナ対策の中に私は入ってくるべきだ、というふうに申し上げたい。部長どうなんですか。

○委員長（工藤小百合君） 菊池企画部長。

○企画部長（菊池廣君） 松本議員おっしゃるとおり経済対策は必要な部分だと思います。今回のコロナ関係の地方創生臨時交付金については、急いでお金が必要だということに、そういった部分で配分しているところがございます。今後、1年後の部分が今の余波が必ず来ると思います。そういったところを経済対策で考えていかなければならないというのは、こちらのほうでも重々承知しているところがございます。また、委員おっしゃいました移住定住の部分については、今現在リニューアルでホームページやっているところがございますが、もう少しお待ちください。それも含めて今後の経済対策というのは、庁内のほうでも産業振興部とあわせて考えていかなければならないと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 次は田中委員です。田中委員。

○委員（田中尚君） 大体、私も聞きたい部分が出たのかなと思って伺っておりますが、今大いに問題になっておりますのは、経済対策っていうことですので、ページ数で言いますと、歳出の1の7、7款商工費、1項商工費の中の2目商工振興費の中で緊急雇用助成事業補助金がこれは当初市の決断で事業主が躊躇する分を市が単独で支えますよと。それもいろんな国民の声に押されて政府が面倒見るということになった結果、宮古市の負担がなくなった、ということの予算計上ではありますが、問題は国の緊急雇用。私は全国的にコロナ禍で大きな問題になってくるのは、以前にも議論された問題でありますけれども、雇用問題だろうと言われております。つまり失業者が続出する、職場が奪われる、こういうふうな中でとりあえずそれを抑えようということで、緊急雇用調整事業を経営者の自己負担がないような形で拡大した、というのがこの間の国の対応でありますけれども、ちなみに宮古市の場合には負担金補助及び交付金4,925万宮古市が肩代わりしようとした傾斜分、事業主の負担分をこういう形で計上しているわけでありましてけれども、今、この事業に対する申請状況、それから宮古市のこれに関する今後の雇用の見通しというものについては現時点でどういうふうな推測が働くものかどうかということはお答えできますか。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） 経済対策、給付型、保障方というのを一生懸命やらさせていただきました。その裏には雇用の維持という大変大きな命題がございます。私どものほうも先日、宮古公共職業安定所及び社会保険労務士の方ともお会いして、いろいろ現在の状況でございますけれども、国の方がたびたびこのように、雇用調整助成金の助成率を上げていく、または手続が簡素化できるような大胆な改革をしていただいたということで、事業者の皆さんの動きが大幅変わった点が大きく2つございます。1つは雇用調整助成金の助成率が上がるという動きを察知して、その様子を見定めている事業者さんが多いということと、今回10分の6という労働基準法26条に基づく義務的な休業手当の事業主負担が10分の6というので、通常ですと最低限10分の6を労働者の方に支給すればいいのではないかと事業者が多かったようですけど、社労士さん、ハローワークさんに聞いたところ、やはり10分の10を出す、一生懸命そういうふうになされる事業者さんが市内においても多いということで、逆を返せば労働者の方もそのようなある程度高率、高い金額といたしますか、物を受け取ってまず休業しているという姿が1つ見えてございます。もう一つは、それらの活用をもとに事務的に改善されたのが緊急雇用の雇用調整助成金の手続き。通常ですと、事前に休業計画というものを提出しなければなら

ない煩わしさがあつたのが、休業をしていただいたらその実績を持って公共職業安定所に行けるということで、事業主の皆さんがその様子を見ながら、実はこの6月、7月これから申請に向かってくるのではないかというふうによんでいらっしゃるようでございます。まずは、これは短期的な雇用の見通しです。それともう一つ余談ですけども、新規学卒者に関して、来春高校卒業する高卒者向けの求人が6月1日から受け付けが開始して新聞でも報道がありました。宮古管内に関しては対前年比同程度、全県的には20%減というような状況がございます。ただ、一昨日公共職業安定所にお聞きしたところ、出足はよかったけれどもやはり様子見をしている事業者さんが宮古管内においても出てきているので予断は許さない、ということで聞いております。これについては、まず丁寧に各高等学校の就職支援の先生方と一緒に1人も残さず地元就職希望の生徒さんには繋いでいきたいと思っています。最後になりますけれども、解雇とかですね、廃業ということで県内ではコロナ由来の倒産については2者ということで最近の報道でございました。管内においては1者もないということでは聞いております。ただそれについても、まだ予断を許さないのではないかなというこの情勢になっております。まず情勢という意味でのお伝えはこれくらいということになりますので、これからも地域の情勢について関係機関のほうからも情報をいただきながら、注視してまいりたいと考えております。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 基本的には事業主の皆さん方の国の制度対応の改善が大幅に進んだということもありまして、様子見ということなんですが、そういう中にあつても、具体的に今の制度設計のもとで、雇用調整事業を既に導入している事業所っていうのがあるのかなのか、その点についてどうでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。制度拡充がなされる前から6月末現在ですと、宮古公共職業安定所管内で約300件ほどの相談があつたと。申請自体は雇用調整助成金に関しては150件ほどあつたということでお聞きしております。これが先ほどは話したとおりこれから少し増えてくるだろうなというような推測です。ただこの制度が遡って4月分からかなり高率の助成率になったということで、支給決定を受けた事業者さんについては、岩手労働局のほうから全ての事業者さんに追加で支給されるというふう聞いてございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 緊急避難的な対応とは言えですね、現場の実態と要望に即した内容になったという点では、そのまま評価をしたいなというふうに思っているところであります。そこでこれに関連するんですが、もう一つの問題が子どもの問題があるように私は思うんです。一斉休校に伴いまして、今その家庭内暴力の問題だとか子ども同士のいわばその学校に向かううえで、さまざまな困難を抱えている家庭も増えてるっていうことが一般的に言われておりますが、宮古市の場合にはさまざまなケースがあるわけでありまして、学童の家を利用されているのが、例えば共働きの世帯の場合、あるいはシングルマザーの場合であってもそういうケースのいわば受け皿として、学童の家等々が学校が終わった後に必要になっていると思うんですが、お話を伺いますと、本来の定員を超えて利用者が増えているとか、あるいはそれにマッチしたような形の支援員ですか、そういう方々、人材の確保ができていのかどうかという問題もその辺はどうなっているのかなっていうことを伺いたいわけでありまして、どんな状況でしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤貢君） はい、お答えいたします。まずですね、学童の家に関しましては、宮古市のほう

は国の基準があるわけなんですけれども、その基準よりは手厚い人員配置をしているところがございます。そしてDVとか、それによって子どもさんが虐待されているっていうふうなお話は私のところには今のところ聞こえてきてございません。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 放課後等デイサービスっていう言葉をちょっと私も最近聞いてですね。正確にまだわからないんですが、皆さんベテランっていうかプロですので、学童保育、また違った意味でのそういう障がいのある子どもさん達を…。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員、趣旨に沿った質問をしてください。少し外れています。

○委員（田中尚君） 外れていないつもりですけども、学童保育に関連した形の子どもたちの中に障がいを抱えている子どもがいて、そういう施設の受け皿が宮古では佐原にある夕焼けという施設だけ聞いております。これはその需要という考えたときに今1カ所しかないっていうのを聞いているわけでありましてけれども、県の担当者がお話をされるには宮古市くらいの規模だと大体5万を超えているわけでありましてけれども、1カ所ではちょっと少ないのではないかというふうなお話もちょうと聞いているもんですから、その問題についてはどうでしょうか。同じような意味で私の問題意識は委員長からは注意されたんですが、常に私が質問すると委員長から注意されますので、私の生まれ月は何なのかという思いもしながら質問しておりますけれども、関連ありますか、ありませんか。私は関連あると思って質問していますので。

○委員長（工藤小百合君） ないと思っています。答弁しますか。伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤貢君） はい、お答えいたします。議員おっしゃるとおりですね、障がい児の部分につきましては、本当にその需要の部分と供給の部分とのミスマッチがあるのかもしれない。この部分につきましては、引き続き拡大するように検討してまいります。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） その問題に関連しますけれども、宮古市には恵風支援学校が、これは県の施設でありますけれども…。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。違う質問をしてください。

○委員（田中尚君） そうですか。終わります。

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第1号令和2年度宮古市一般会計補正予算第6号の審査を終了します。説明員の入替えを行います。

○

付託事件審査（2） 議案第2号 令和2年度宮古市水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（工藤小百合君） 次に、議案第2号令和2年度宮古市水道事業会計補正予算第2号を審査します。発言される方は、議案書のページ款項目等特定し発言してください。それでは発言される方は挙手願います。はい、田中委員どうぞ。

○委員（田中尚君） 確認の意味での質問に限定して伺います。主要事業一覧表に基づいての質問であります。ここではですね、配水設備改良事業費2,490万という予算が補正されている内容についての説明がありますが、先ほど部長の説明ですと、増額ということの意味の中に私の理解ですよ。当初の請負契約が増えたということにつながるんですが、その理由として、つまり請負額が増えた理由は追加工事なのか、工事の本体は変わっていないのか、その点についてだけ伺います。

- 委員長（工藤小百合君） 大久保上下水道部長。
- 上下水道部長（大久保一吉君） 増額ではなくて、本体工事といいますか、布設替本設工事を新たに発注するために工事を計上したという内容でございます。
- 委員長（工藤小百合君） 田中委員。
- 委員（田中尚君） 結局提案の仕方がですよ、当初の請負契約があつてそれをさらにその増額するという説明になっていたもんですから、元々事業が変わらなくていろんな事情で道路の関係兼ね合いも含めて結果的にその間の待機も含めて増額なのかそれとも追加事業が生じたのか、確認です。
- 委員長（工藤小百合君） 大久保上下水道部長。
- 上下水道部長（大久保一吉君） 水道事業に関しては、これは増額ではなくて、新たに発生した内容で昨年度、道路補修するために、仮設を設置しました水道管の。その本設工事ということになりますので、提案の内容ですけれども、事業費っていうのは全体額、水道事業会計全体としての事業費がこのぐらいそれに対して今回は2,490万円、この分を増額して全体の事業、水道企業会計としての事業が増えましたというようなそういう説明でございましたので、単純に前の額があつて増額ではなくて、企業会計としての全体が増額。今回の事業については、新たに事業として計上したものというように捉えていただきたいと思います。
- 委員長（工藤小百合君） 高橋委員。
- 委員（高橋秀正君） はい。荒巻笹見内地区の道路改良によって、今度道路直すよということで入れるそうなんですけど、何ミリの管入れるのや。
- 委員長（工藤小百合君） 竹花施設課長。
- 施設課長（竹花浩満君） お答えいたします。径150ミリの上水道管でございます。
- 委員長（工藤小百合君） 高橋委員。
- 委員（高橋秀正君） 150ミリなんですけど、家が50軒もない。本当にこれでいいんだべがな。
- 委員長（工藤小百合君） 高橋委員。質問なんですけど、もう少し言葉を丁寧に質問してください。竹花施設課長。
- 施設課長（竹花浩満君） お答えいたします。ここの管につきましてはですね、従前の管径が150ミリでございまして、それを今回の道路改良工事に合わせて今の線形のところに入れかえるもので、同径で150ミリとしております。ここについては重茂の北地区の方、仲組とか、それから館浜とか追切とか、それから大浜のほうとか重茂北のほうの重要な路線となっております。ここの道路改良工事の北の方についても150ミリとなっておりますので、ここについて例えばその管径を細くするとかそういうことはできませんので、今の管径に合わせた形で同じ150ミリを入れております。なお、ここにつきましては軒数とすれば50軒以上ございます。また漁業活動で結構水も使っておりますので、管径については、これは必要管径として150ミリを入れているものでございます。
- 委員長（工藤小百合君） 高橋委員。
- 委員（高橋秀正君） 本当にそう思うんだべかなと。そこを4キロ以上離れているわけだ、もう。最初のほうさ行くづうど2つも3つも配水池もあるんだども、それでよくやっつたと思つたんだけど。本当にこの150ミリでいいんだべがど。これでやるづうであればいいども。本当に見ててやっつてられないべと。もつとここはきり刻んでいってもいいんでねえがなという思いがします。終わり。
- 委員長（工藤小百合君） 以上で議案第2号令和2年度宮古市水道事業会計補正予算第2号の審査を終了しま

す。説明員は退席願います。これより議案第1号令和2年度宮古市一般会計補正予算第6号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 討論なしと認めます。これより議案第1号を採決します。この採決は簡易表決で行います。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって議案第1号は原案可決すべきものと決定しました。次に、議案第2号令和2年度宮古市水道事業会計補正予算第2号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 討論なしと認めます。これより議案第2号を採決します。この採決は簡易表決で行います。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました案件は全て審査を終了しました。皆さんにお諮りします。ただいま本委員会に付託されました全ての議案について、全会一致で可決すべきものと決定されました。よって、委員長からの提案ですが、7月21日の本会議における委員長報告に対する採決については、討論を省略し、全て一括で採決するよう議長に申し入れたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって本委員会の委員長報告に対する採決については、討論を省略し一括で採決するよう、私から議長に申し入れたいと思います。これを持ちまして、予算特別委員会を散会します。大変ご苦労さまでした。

午前11時36分 閉会

○

予算特別委員会委員長 工藤 小百合